

新型コロナウイルス感染症の影響に係る国民健康保険税の減免に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年5月16日

一宮町長

馬淵 昌



一宮町告示第40号

新型コロナウイルス感染症の影響に係る国民健康保険税の減免に関する要綱（令和2年一宮町告示第31号）の一部を次のように改正する。

第3条中「令和3年度分の保険税及び令和2年度末までに資格を取得したこと等により令和3年4月以降に普通徴収の納期限が到来する令和2年度相当分の保険税であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が定められている（被保険者の資格の取得に係る届出を14日以内に行わなかったことにより、令和3年3月以前の納期に係る納期限が同年4月1日以後に定められているものを除く。）分の一部又は全部。」を「令和4年度分の保険税及び令和3年度末までに資格を取得したこと等により令和4年4月以降に普通徴収の納期限が到来する令和3年度相当分の保険税であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が定められている（被保険者の資格の取得に係る届出を14日以内に行わなかったことにより、令和4年3月以前の納期に係る納期限が同年4月1日以後に定められ

ているものを除く。) 分の一部又は全部」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。